

賃金未払

パワハラ・セクハラ

無断欠勤

答  
え  
ま  
ま  
す  
!

「困  
つ  
た  
…  
」  
に

あ  
な  
た  
の  
会  
社  
の



相  
談  
無  
料

問題が深刻化する、その前に

※通話料(ナビダイヤル)は有料です。

労働問題の専門家、社労士が「あっせん」<sup>\*</sup>で解決!

※「あっせん」とは、社労士など労働問題の専門家が労働者・経営者の間に入り、「話し合い」により問題解決をめざす制度です。

おなやみ

しゃろうし

まずは電話相談から...という方は

職場のトラブル相談ダイヤル

受付時間:午前11時~午後2時(平日)

0570-07-4864

対面相談やあっせんを希望する方は

総合労働相談所・  
社労士会労働紛争解決センター

0570-064-794

※お近くの都道府県社会保険労務士会につながります。(受付時間は地域によって異なります。)



全国社会保険労務士会連合会  
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS' ASSOCIATIONS

社労士 あっせん



携帯・スマートフォンから ▶



## 経営者の皆さま、こんな問題をかかえていませんか？

- 1 給与等の待遇面について、社員から不満をぶつけられている。
- 2 遅刻や欠勤が多いなど、勤務態度に問題がある社員への対応に困っている。
- 3 退職した社員と在職中の未払い残業代の請求等でもめている。
- 4 処遇の変更について、社員との話し合いが円満に進まない。
- 5 解雇したい社員に、解雇理由を受け入れてもらえない。
- 6 社員が配置転換に従わず、対応方法がわからない。



### 費用面の負担が少ない「あっせん制度」

いろいろと  
費用と時間  
もかかるなあ…



訴訟手続きにかかる  
費用に比べて、



これなら安心して  
利用できる！

「あっせん」は少ない  
費用で済みます！

### 「あっせん」という解決方法があります！

そこでお勧めしたいのが、労働問題の専門家「社労士」が間に立ち、「あっせん」により納得できる和解を目指して話し合いを進めるという解決方法です。訴訟手続きになる前に、まずは「あっせん」によって解決する方法を考えてみませんか。一度、和解契約が成立した場合には、民法上の和解と同様の効力があります。

#### 「あっせん」による解決の流れ

##### ① 電話

まずはお気軽にお電話ください。個人情報・プライバシーは厳守いたします。

##### ② 対面相談

あなたのお悩みや置かれている状況を、社労士が親身になってお聞きします。

##### ③ あっせん

会社と社員の双方から個別にお話をお聞きし、納得できる和解を目指して話し合いを進めます。

※直接当事者同士で話し合うことはありません。

▶ WEBサイトで解決事例をご覧ください。

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/>

携帯・スマートフォンから ▶

